

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○保安林の指定 (治山林道課)	1
○道路の区域変更(2件) (道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計企画課)	1
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正(〃)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○毒物劇物取扱者試験の実施 (医療薬務課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	3

## 告 示

### 高知県告示第420号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町黒川字南長丁1015の4、1015の9、字唐引ダバ99の1、99の2
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南長丁1015の4・1015の9・字唐引ダバ99の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町北川字 枝折本3816番2から 高岡郡津野町北川字 番上3829番2まで	前	3.5 8.3	382
	後	3.5 15.7	382

### 高知県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門 字宮向62番1から 吾川郡いの町越裏門 字宮向63番2まで	前	2.8 4.0	85
	後	5.7 8.1	85

### 高知県告示第423号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町西野字ル ノ丸	1750番4	6.00	51.95	
	1750番9	6.00	53.70	

### 高知県告示第424号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成21年6月8日から施行する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「	宿毛支店平田出張所 清水支店	〃 土佐清水市	」
---	-------------------	------------	---

平成4年7月1日  
昭和39年4月1日

を

「	清水〃	土佐清水市	」
---	-----	-------	---

〃」に改める。

### 高知県告示第425号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正し、平成

21年6月8日から施行する。  
平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県立幡多看護専門学校	宿毛市	〃	田出張所
高知県立宿毛高等学校	〃	〃	〃
高知県立宿毛工業高等学校	〃	〃	田出張所
高知県宿毛警察署	〃	〃	〃

宿毛支店平

宿毛支店  
宿毛支店平

を

宿毛支店

高知県立幡多看護専門学校	宿毛市	〃	〃
高知県立宿毛高等学校	〃	〃	〃
高知県立宿毛工業高等学校	〃	〃	〃
高知県宿毛警察署	〃	〃	〃

宿毛支店

〃

〃

〃

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年5月22日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年5月22日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在	定款に記載された目的

平成21年5月22日	特定非営利活動法人 ゆったりNPO	小川 祐子	高知市旭駅前町45番地6	当法人は、ノーマライゼーションの理念のもとに、誰もが安心して暮らせるまちづくりの活動を行う。又、自立した主体性のある豊かな老いをむかえるため、明るい未来像を創造し、その実現のために活動し、もって公益に寄与する事を目的とする。
------------	-------------------	-------	--------------	--

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、一般、農薬用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成21年8月25日(火)午後1時30分から午後3時まで	高知市永国寺町5番15号 高知県立高知女子大学永国寺キャンパス	平成21年7月17日(金)から同月31日(金)まで (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける(郵送による場合は、平成
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方	平成21年8月25日午後3時30分から		

法(実地試験は、記述式の方法による。)		21年7月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
---------------------	--	-----------------------------

2 提出書類

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行の日から6月以内のもの。日本国籍を有しない者にあつては、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、外国人登録済証明書を提出すること。)
- (3) 写真(出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。)

3 受験手数料

10,500円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)

4 願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)  
高知県健康政策部医療業務課

5 その他

詳細については、高知県健康政策部医療業務課(電話番号088-823-9683)に問い合わせること。

なお、願書を郵送する場合は、必ず書留によること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市大津乙部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	浦 浩	高知市大津乙562
(就任)		
監事	竹村 忠吉	高知市大津乙548-2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
------	----------------	------------------

平成21年4月13日 21高都計第26号	南国市大涌字小路口 甲2327番1ほか	高知市大津乙3167 番地68 日興不動産株式会 社 代表取締役 濱田 倍男
-------------------------	------------------------	--

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成21年度総務事務集中化システム運用保守委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
39,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため